

第 50 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

1. 企業集団の現況に関する事項
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社の新株予約権等に関する事項
4. 会社の役員に関する事項
5. 会計監査人の状況
6. 会社の体制及び方針
7. 連結注記表
8. 個別注記表

(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)

株式会社ケーユーホールディングス

法令及び当社定款第 16 条の規定に基づき、インターネットを利用する
方法で開示することにより、株主の皆様を提供しております。
(<https://www.ku-hd.com>)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、東京都、神奈川県を中心とした関東圏、東北地方、北陸地方及び北海道を主要営業地域として、四輪自動車及び二輪自動車の販売、修理を主たる事業とし、それらに付随する事業を展開しております。

(2) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 株式会社ケーユー

名称	所在地
本店	東京都町田市
東大子	東京都八王子市
湘南模	神奈川県横浜市
相模須賀	神奈川県横浜市
横須賀	神奈川県横浜市
秦野	神奈川県秦野市
千原	神奈川県千原市
千原	神奈川県千原市
久喜	埼玉県久喜市
三郷	埼玉県三郷市
菅野	埼玉県菅野市
宇都宮	東京都宇都宮市
仙石	東京都仙石市
仙石	東京都仙石市
盛岡	岩手県盛岡市
秋田	秋田県秋田市
青森	青森県青森市
山形	山形県山形市
函館	北海道函館市
旭川	北海道旭川市
高山	富山県高山市
新形	新潟県新形町
湘南	神奈川県湘南市
帯広	北海道帯広市
新潟	新潟県新潟市

② 株式会社シュテルン世田谷

名称	所在地
メルセデス・ベント	東京都町田市
メルセデス・ベント	東京都世田谷区
メルセデス・ベント	東京都世田谷区
サーティファイドカー・センター	東京都世田谷区
メルセデス・ベント	静岡県静岡市
メルセデス・ベント	静岡県須賀区
メルセデス・ベント	神奈川県横浜市
メルセデス・ベント	神奈川県横浜市
A M G 東京世田谷	東京都世田谷区
メルセデス・ベント	東京都多摩区
メルセデス・ベント	神奈川県横浜子
メルセデス・ベント	神奈川県横浜子

③ 株式会社モトーレン東名横浜

名 称	所 在 地
Tomei-Yokohama BMW東名横浜本店	東 京 都 町 田 市 区
Tomei-Yokohama BMW横浜三ツ沢支店	横 浜 市 神 奈 川 区
Tomei-Yokohama BMW横須賀支店	神 奈 川 県 横 須 賀 市 市 区
Tomei-Yokohama BMW町田鶴川支店	東 京 都 町 田 市 市 区
Tomei-Yokohama BMW調布支店	東 京 都 調 布 市 市 区
BMW Premium Selection東名横浜	東 京 都 町 田 市 市 区
BMW Premium Selection町田鶴川	東 京 都 町 田 市 市 区
BMW Premium Selection調布	東 京 都 調 布 市 市 区
BMW Premium Selection横浜三ツ沢	横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区

④ 株式会社ファイブスター東名横浜

名 称	所 在 地
ジープ東名横浜	東 京 都 町 田 市 区
ジープ相模原	相 模 原 市 中 央 区
ジープ新百合ヶ丘	川 崎 市 麻 生 区
キャデラック・シボレー東名横浜	東 京 都 町 田 市 市 区
フォルクスワーゲン相模原橋本	相 模 原 市 緑 区
フォルクスワーゲン大和	神 奈 川 県 大 和 市

⑤ 株式会社シュテルン横浜東

名 称	所 在 地
メルセデス・ベンツ横浜東	横 浜 市 鶴 見 区
メルセデス・ベンツ日吉	横 浜 市 港 北 区
メルセデス・ベンツ藤沢	神 奈 川 県 藤 沢 市

⑥ 株式会社RSケーユー

名 称	所 在 地
ハーレーダビッドソン相模原	相 模 原 市 南 区

(3) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

部 門 名	従 業 員 数
国産車販売事業	455名
輸入車ディーラー事業	743名
管 理 部 門	61名
合 計	1,259名

(4) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(5) 販売の状況

(単位：百万円)

商品別	期 別	第49期 (2021年3月期)			第50期 (2022年3月期)			売上高 増減率
		台 数	売上高	構成比	台 数	売上高	構成比	
四輪車	新 車	7,592台	43,496	37.3%	7,123台	47,521	36.2%	9.3%
	中古車	36,595台	53,079	45.5%	37,835台	64,229	49.0%	21.0%
	小 計	44,187台	96,576	82.8%	44,958台	111,751	85.2%	15.7%
二輪車	新 車	22台	49	0.0%	33台	84	0.1%	70.7%
	中古車	57台	83	0.1%	34台	53	0.0%	△35.9%
	小 計	79台	133	0.1%	67台	138	0.1%	3.7%
修理売上高		—	12,274	10.5%	—	13,099	10.0%	6.7%
手数料収入		—	7,674	6.6%	—	6,131	4.7%	△20.1%
合 計		—	116,659	100.0%	—	131,120	100.0%	12.4%

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2022年3月31日現在）

(1) 発行済株式の総数
普通株式 31,829,564株
(自己株式 12,296,460株を除く)

(2) 株主数（自己株式を除く） 4,074名

(3) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
(有) ヤ マ サ ン	11,884	37.34
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株	2,754	8.65
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株	2,032	6.39
井 上 順 子	1,284	4.04
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 (信 託 口)	1,260	3.96
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	972	3.05
井 上 恵 博	870	2.74
株日本カストディ銀行 (信託口)	859	2.70
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	625	1.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	600	1.89

(注) 当社は、自己株式12,296,460株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) 当事業年度中に職務遂行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	252,000株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、招集ご通知9頁に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度末日における会社役員の新株予約権等の保有状況

第4回新株予約権（2007年10月1日発行）

- ・新株予約権の数 145個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 29,000株（新株予約権1個につき200株）
（注）2014年5月13日開催の取締役会決議により、2014年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が14,500株から29,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2007年10月2日から2037年10月1日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日、もしくは、当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間に一括して行使する方法によってのみ行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

第5回新株予約権（2008年9月1日発行）

- ・新株予約権の数 185個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 37,000株（新株予約権1個につき200株）
（注）2014年5月13日開催の取締役会決議により、2014年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が18,500株から37,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2008年9月2日から2038年9月1日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。

- ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第6回新株予約権（2009年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 185個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 37,000株（新株予約権1個につき200株）
（注）2014年5月13日開催の取締役会決議により、2014年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が18,500株から37,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2009年8月1日から2039年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日以内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第7回新株予約権（2010年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 310個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 62,000株（新株予約権1個につき200株）
（注）2014年5月13日開催の取締役会決議により、2014年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が31,000株から62,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2010年8月1日から2040年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件

- ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第8回新株予約権（2011年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 310個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 62,000株（新株予約権1個につき200株）
（注）2014年5月13日開催の取締役会決議により、2014年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が31,000株から62,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2011年8月1日から2041年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第9回新株予約権（2012年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 310個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 62,000株（新株予約権1個につき200株）
（注）2014年5月13日開催の取締役会決議により、2014年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が31,000株から62,000株に変更になっております。

- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2012年8月1日から2042年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内の一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第10回新株予約権（2013年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 310個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 62,000株（新株予約権1個につき200株）
（注）2014年5月13日開催の取締役会決議により、2014年6月1日付けで1株を2株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が31,000株から62,000株に変更になっております。
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2013年8月1日から2043年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内の一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第11回新株予約権（2014年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 700個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 70,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2014年8月1日から2044年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第12回新株予約権（2015年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 800個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 80,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2015年8月1日から2045年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第13回新株予約権（2016年7月31日発行）

- ・新株予約権の数 795個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 79,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2016年8月1日から2046年7月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第14回新株予約権（2017年8月31日発行）

- ・新株予約権の数 795個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 79,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2017年9月1日から2047年8月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第15回新株予約権（2018年8月18日発行）

- ・新株予約権の数 821個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 82,100株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2018年8月19日から2048年8月18日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第16回新株予約権（2019年8月16日発行）

- ・新株予約権の数 1,025個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 102,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2019年8月17日から2049年8月16日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

第17回新株予約権（2020年8月19日発行）

- ・新株予約権の数 1,025個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - 普通株式 102,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
2020年8月20日から2050年8月19日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

当社役員の保有状況（2022年3月31日現在）

	名 称	個 数	保 有 者 数
取 締 役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	第4回新株予約権	145個	3名
	第5回新株予約権	185個	3名
	第6回新株予約権	185個	3名
	第7回新株予約権	310個	3名
	第8回新株予約権	310個	3名
	第9回新株予約権	310個	3名
	第10回新株予約権	310個	3名
	第11回新株予約権	700個	3名
	第12回新株予約権	800個	3名
	第13回新株予約権	795個	3名
	第14回新株予約権	795個	3名
	第15回新株予約権	821個	4名
	第16回新株予約権	1,025個	4名
	第17回新株予約権	1,025個	4名

4. 会社の役員に関する事項

(1) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
井上 恵博	2021年12月12日	逝去により退任	(退任時の地位) 代表取締役会長兼社長 (重要な兼職の状況) 株式会社ケーユー 代表取締役会長 株式会社シュテルン世田谷 代表取締役会長 株式会社シュテルン横浜東 代表取締役会長 株式会社モトーレン東名横浜 代表取締役会長 株式会社ファイブスター東名横浜 代表取締役会長 株式会社RSケーユー 代表取締役会長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 平本和生氏、細野泰司氏、竹生田尚重氏及び浅野雅雄氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、招集ご通知 8 頁に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	平 本 和 生	当事業年度開催された取締役会17回のうち、12回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い識見に基づき、取締役会の妥当性・適正性を確保するため議案等について適宜、有益な指摘、助言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	細 野 泰 司	当事業年度開催された取締役会17回のうち、13回に出席し、企業経営者としての幅広い経験と高い知見に基づき、独立した客観的な立場から、取締役会の妥当性・適正性を確保するため議案等について適宜、有益な助言、発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会には12回のうち9回に出席し、主に内部統制システムの構築及び運用状況、監査結果について適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	竹 生 田 尚 重	当事業年度開催された取締役会17回のうち、16回に出席し、他社での取締役としての経験を活かし、取締役会の妥当性・適正性を確保するため議案等について適宜、有益な助言、発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会には12回のうち12回に出席し、主に当社のコンプライアンス体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	浅 野 雅 雄	当事業年度開催された取締役会17回のうち、17回に出席し、長年にわたる財務・経理業務の経験に基づく知見から、取締役会の妥当性・適正性を確保するため議案等について適宜、有益な助言、発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会には12回のうち12回に出席し、主に財務・経理業務、会計監査人の監査の実施状況及び職務の執行状況について必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	27百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
合 計	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の在任期間、会計監査人の職務の執行状況、会社法第340条第1項各号所定事由への該当性の有無その他の会計監査人の適格性及び信頼性の判断の基礎となる事情ならびに他の会計監査人候補者の状況を総合考慮し、必要があると判断した場合、監査等委員会の決定を得て、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人等を会計監査人として選任する旨の議案を株主総会にお諮りする方針であります。

また、会計監査人の在任期間、会計監査人の職務の執行状況、会社法第340条第1項各号所定事由への該当性の有無その他の会計監査人の適格性及び信頼性の判断の基礎となる事情ならびに他の会計監査人候補者の状況を総合考慮し、必要があると判断した場合であって、取締役会の判断と相違する場合、取締役会に対し、会計監査人の解任または不再任及び新たな会計監査人の選任を株主総会の会議の目的事項とすることを請求いたします。特に、会社法第340条第1項各号所定事由に該当すると認められる場合であって、必要と判断するときには、監査等委員会は、会計監査人の解任をすることがあります。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり定めております。当社取締役会は、本方針について適宜見直しを行い継続的な改善を図ってまいります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範を定め、法令遵守精神の涵養と企業倫理の確立を図り、公正で透明な企業風土の構築に努めてまいります。また、コンプライアンス規程に基づき、各職制や研修等を通じ指導教育を実施し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合する体制の整備を行います。

取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ各社のコンプライアンス問題を一元的に管理するとともに、内部通報制度を設け、コンプライアンス上の問題に係る情報を、全ての役職員から広く収集いたします。

内部監査部は、監査等委員である取締役と連携し、グループ各社の法令等の遵守状況について定期的に監査を行い、その結果を取締役に報告いたします。

(運用状況)

グループ各社のコンプライアンス問題を一元的に管理するコンプライアンス・リスク管理委員会は、期初に設定した運営計画に基づき、制度・規程類の整備やグループ全社員に対する継続的な教育を行う等コンプライアンス意識の涵養を図っております。委員会は原則として四半期毎に開催し、運営状況のレビューを行うとともに取り上げられた問題について審議の上、活動内容を取締役に報告しております。またコンプライアンス関連の規程・マニュアル・ハンドブックを社内イントラネットに開示し、全社員が常時閲覧できる体制を整備すると共に適宜内容の見直しを行っております。

内部監査部は、グループ各社について法令等の遵守状況を定期的に監査し、毎月社長が出席する監査報告会で監査結果を報告するほか、四半期に1回取締役会に報告を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等重要な会議の審議経過や意思決定の記録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書等、取締役の職務執行に係る情報につきましては、法令及び社内規程に基づき保存することといたします。

(運用状況)

取締役会等の重要な会議の記録については、事務局となる部署が法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、保存しております。重要事項に係る稟議書、重要な契約書等は、グループ各社をサポートする部署が社内規程に基づき保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ会社を含む全社的なリスクを把握・評価し適切な対応を行うために、リスク管理規程に基づきリスク管理体制の整備を図ります。またリスク管理の実

効性確保のため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、監査等委員でない取締役をリスク管理総括責任者に任命し、グループのリスク管理の一元化を図ります。

リスク管理総括責任者は、全社的なリスクの管理状況を把握し、適宜（緊急の場合は直ちに）社長及び必要に応じ取締役会に報告を行うとともに、必要な対策や予防措置を検討するものいたします。また災害を始めとする不測の事態に対しては、緊急事態対策規程に則り迅速かつ適切な対応により損失の極小化を図る体制を整備いたします。

（運用状況）

コンプライアンス・リスク管理委員会がグループ横断的にリスク管理を行っており、全社員に対する継続的な教育研修のほか、委員会を原則として四半期に1回開催し、リスクのある事案について協議し、リスクコントロールの強化を図っております。また、ケーユーグループ事業継続計画を定め、定期的に訓練を行う等により不測の事態が発生した場合の損害の最小化に努めております。

（4） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を導入し、監督と執行の分離による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図りつつ、業務執行にかかる責任を明確化しております。さらに、職務権限規程を定め、重要性に応じ、取締役会を含めた適切な機関において意思決定を行うものとし、他方、職務分掌規程を定め、業務の執行を適切に分担することといたしております。

業務の運営及び進捗状況の管理につきましては、毎年取締役会の決議を経て策定する年度計画（予算）に基づき、各部門に明確な目標を設定し、取締役会がその進捗管理を行い、内部監査の結果とあわせ定期的に業務運営状況を検証します。

（運用状況）

取締役会規程に基づき、取締役会を毎月開催しているほか、必要に応じ臨時に開催し迅速な意思決定を図っております。

業務の運営及び進捗状況につきましては、毎月取締役会において各社及び連結の月次決算を報告することにより予算に対する進捗状況等を管理するほか、内部監査部が四半期ごとに監査結果を取締役に報告し、業務の運営状況を検証しております。

（5） 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社としてグループ各社の業務運営を管理監督するとともに、全体最適の観点から必要な経営資源の配分を行い、グループ各社の業務の適正性を確保するための体制整備を行います。

当社の常勤監査等委員である取締役は、グループ各社の監査役を兼務しているほか、内部監査部が定期的にグループ各社を監査する等、グループの業務の適正を確保する体制を整備いたします。

また当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための統制の強化と、財務報告に係る内部統制の評価基準に則り、公正妥当な評価を行う体制の整備を図ります。

（運用状況）

当社の常勤監査等委員は、グループ各社の監査役を兼務しております。各社の取締役会は、毎月同日・同時に開催しており、各社の運営を監視・監督しております。また、内部監査部が四半期ごとに各社の監査結果を取締役に報告する事で、企業集団

における業務の適正を確保しております。

- (6) 監査等委員がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項

監査等委員である取締役の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を他部署との兼務で配置しております。当該使用人の人事考課及び人事異動に関しては、監査等委員会の意見を聴取することといたします。また、監査等委員である取締役が職務の執行にあたり当該使用人に対し指示を行った場合は、当該使用人はその指揮命令権に従うものとします。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は配置いたしません。

（運用状況）

監査等委員の職務を補助するために必要な使用人を配置しております。当該使用人は監査等委員会の事務局として、監査等委員である社外取締役とのスケジュール調整や議事進行等運営のサポートのほか、監査等委員会議事録の管理、保管、資料の整備を行っております。当該使用人の人事考課にあたっては、監査等委員会の意見を聴取しております。

- (7) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員である取締役に当該事実を報告いたします。常勤監査等委員である取締役は、グループ各社の監査役を兼務し、各社の取締役会のほか営業会議等の主要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の進捗状況について報告を受ける体制といたします。また監査等委員である取締役は、業務執行に係る重要な文書及び稟議書等を閲覧し、必要に応じ監査等委員でない取締役または使用人にその説明を求めることといたします。

内部通報規程により、当社グループの役職員に対し社内規則や法令等に違反する行為を知ったときは、直ちに通報する義務を負わせる一方、通報者に対する保護と報復行為の禁止を定めています。

（運用状況）

常勤監査等委員は、グループ各社の主要な会議に出席し、業務の進捗状況を把握するほか、随時グループ各社の店舗を臨店し、使用人からの情報収集に努めております。また、幅広く情報収集を行うために内部通報規程を定め、社内イントラネットを通じ全ての役職員が閲覧可能な状態としております。

- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行います。また内部監査人とも密接な連携を保ち、監査等委員である取締役の監査の実効性を高めることといたします。

また、監査等委員である取締役がその職務執行（監査等委員としての職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務について会社法第 399 条の 2 第 4 項に基づき請求したときは、監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに費用等を支払うものとします。

（運用状況）

監査等委員会は、会計監査人から会計監査結果の報告を受けるほか、適宜情報の交換を行っております。また、常勤監査等委員と内部監査部は、毎月開催する監査結果報告会において相互に連携し、監査の効率性・実効性を高めております。

監査等委員の職務執行に必要な費用については、速やかに支払いを行っております。

（9） 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範に則り、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には断固たる態度で臨みます。また、コンプライアンス規程において反社会的勢力との対決を謳い、更にコンプライアンスマニュアルで具体的内容を定めることにより、グループ全ての役職員への徹底を図り、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進いたします。

（運用状況）

反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、不当要求防止責任者の設置や地元警察との連携を行うほか、条例に基づき契約書への暴力団排除条項の追加や新規取引開始時には社内規程やマニュアルに従い属性チェックを行う等、実効性を高めております。

7. 連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

株式会社ケーユー
株式会社シュテルン世田谷
株式会社シュテルン横浜東
株式会社モトーレン東名横浜
株式会社ファイブスター東名横浜
株式会社R S ケーユー

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社6社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式
等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

商 品

イ. 新 車

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ロ. 中古車

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原 材 料

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕 掛 品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～40年

機械装置及び運搬具 2年～15年

工具・器具・備品 2年～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）による定額法

- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

車両販売、車両修理に係る収益認識

当社グループは、国産車販売事業と輸入車ディーラー事業の各車両販売、サービスに係る車両修理を主な事業としており、これらの商品の販売、及びサービスについては、顧客への納車引渡し時点で収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

株式会社シュテルン横浜東を除く当社グループは確定拠出制度を導入しております。株式会社シュテルン横浜東は、退職一時金制度を導入しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、償却期間を決定した上で、均等償却しております。

II. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来、売上高に計上しておりました手数料収入のうち、顧客以外から受け取る一部手数料については、売上原価の減額として処理しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価はそれぞれ2,428百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる当連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損に係る見積り

1. 当年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	125百万円
有形固定資産	38,807百万円
無形固定資産	132百万円

※当連結会計年度末において、当社グループ3店舗の事業用資産(帳簿価格の合計333百万円)について減損の兆候ありと識別し、このうち1店舗の事業用資産(帳簿価格125百万円)について、減損損失を計上いたしました。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 減損損失に係る算出方法の概要

当社グループでは連結計算書類の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定します。兆候があると判定された資産又は資産グループ(以下「資産等」という。)は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し連結計算書類へ計上します。

事業用資産については管理会計上の事業所単位ごとにグルーピングしております。遊休資産及び賃貸用資産等については物件毎に一つの資産グループとしております。

減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等とその実績、翌連結会計年度以降の事業計画、市場環境など、当社グループが利用可能な情報に基づいて判定を行っております。

減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方により測定しております。

なお、減損の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額及び認識の測定における使用価値は、事業計画等に基づき算出しております。

(2) 当連結会計年度に計上した減損損失の算出方法

上記記載の減損損失に係る算出方法に基づき当連結会計年度の減損損失の判定を

実施いたしました。

その結果、連結子会社である株式会社ファイブスター東名横浜は、当連結会計年度において、川崎市麻生区の1店舗の事業用資産（帳簿価額の合計69百万円）について、営業損益が連続してマイナスであることから減損の兆候を識別し、連結子会社である株式会社ケーユーは、当連結会計年度において、新潟市中央区及び神奈川県平塚市の2店舗の事業用資産（帳簿価額の合計264百万円）について、営業損益が連続してマイナスであることから減損の兆候を識別しました。

このうち新潟市中央区の1店舗の事業用資産については割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ることから減損の認識を行い、使用価値が正味売却価額を下回ることから正味売却価額を回収可能価額として、連結損益計算書において減損損失を125百万円計上いたしました。

また、残り2店舗の事業用資産については、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回ることから減損損失を認識しておりません。

(3) 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の兆候の識別、減損の認識及び測定において使用した事業計画は、取締役会で承認されたものに基づいております。これには、当社グループの過去の実績に基づく将来の見積りが含まれており、事業計画作成に用いる主要な仮定は、①販売台数・販売単価計画等に基づく売上高予想、②営業費用予想としております。

(4) 翌年度の連結計算書類に与える影響

当社グループの過去の実績に基づく将来の見積りは、マーケット環境の変化や、自然災害リスクなど、様々な要因により不確実性を伴うため、想定外の業績落込み等が発生し、割引前将来キャッシュ・フローの見積値に対し実績が乖離した場合には、翌連結会計年度において、資産等について減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要がある場合には、同期間における連結計算書類に影響を与える恐れがあります。

IV. 連結貸借対照表関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 担保に供している資産
商品及び製品 414百万円
上記について、買掛金 954百万円の担保に供しております。
3. 有形固定資産の減価償却累計額 11,061百万円

V. 連結損益計算書関係

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

VI. 連結株主資本等変動計算書関係

- 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 44,126,024株
- 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 12,296,460株
- 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
当 社 (親会社)	2007年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	11
	2008年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	6
	2009年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	7
	2010年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	10
	2011年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	14
	2012年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	16
	2013年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	32
	2014年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	58
	2015年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	79
	2016年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	77
	2017年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	98
	2018年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	88
	2019年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	96
2020年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	121	
連結子会社	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	719	

(注) 2007年新株予約権 52,000株、2008年新株予約権 62,000株、2009年新株予約権 62,000株、2010年新株予約権 118,000株、2011年新株予約権 118,000株、2012年新株予約権 118,000株、2013年新株予約権 118,000株、2014年新株予約権 130,000株、2015年新株予約権 142,000株、2016年新株予約権 140,500株、2017年新株予約権 140,500株、2018年新株予約権 145,700株、2019年新株予約権 187,500株及び2020年新株予約権 187,500株のうち、権利行使できる条件を充足したものはありません。

5. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	977	31円00銭	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	318	10円00銭	2021年9月30日	2021年12月6日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議予定)	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	1,464	利益剰余金	46円00銭	2022年3月31日	2022年6月29日

VII. 税効果会計

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税	123	百万円
賞与引当金	209	
投資有価証券評価損	42	
減価償却超過額	168	
その他	762	
繰延税金資産 小計	1,305	百万円
評価性引当金	△ 241	
繰延税金資産合計	1,063	百万円
繰延税金負債との相殺額	△ 400	
繰延税金資産純額	662	百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 96	百万円
固定資産圧縮積立金	△ 934	
資産除去債務に対応する除去費用	△ 101	
土地評価差額金	△ 258	
繰延税金負債合計	△ 1,390	百万円
繰延税金資産との相殺額	400	
繰延税金負債純額	△ 989	百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税均等割による影響	0.4
評価性引当額の増減	△2.3
その他	△1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3

VIII. 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗建設のための設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。

一時的な余剰資金は銀行の定期預金を中心とした安全性の高い金融資産で運用しております。一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、一定限度額において投資信託等への投資を行っております。

デリバティブは、リスク回避のために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で5年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程を定め、取引先との信用取引についての遵守事項を定めております。個人に対する掛売りは原則として行いませんが、例外的に掛売りが認められる場合と承認申請の手順についてのルールを定めております。さらに、取引先ごとの売掛金残高は持株会社管理部門にて把握し、定期的に当該顧客を担当する拠点に通知し、拠点が責任をもって債権回収に当たる体制となっております。

また、個人顧客のクレジット利用により信販会社への売掛金が発生しますが、財務内容の良好な信販会社のみを取引対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、稟議等により承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署及び連結子会社からの報告に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。運転資金として、将来の予測不可能な資金需要に備えて十分な資金及び資金化が容易な定期預金、有価証券を確保しております。また、主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しており、円滑かつ効率的に資金調達が可能な体制をとっております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のほとんどは、財務内容が良好な信販会社向けのものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額0百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,384	2,384	—
資産計	2,384	2,384	—
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	10,900	10,897	△2
負債計	10,900	10,897	△2

(1) 資産

有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得価額 又は 償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	304	635	331
	(2) 債券	200	202	2
	①国債・地方債	—	—	—
	②社債	200	202	2
	(3) その他	429	447	17
	小計	933	1,285	351
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	100	99	△0
	①国債・地方債	—	—	—
	②社債	100	99	△0
	(3) その他	1,000	1,000	—
	小計	1,100	1,099	△0
合計		2,033	2,384	350

(2) 負債

長期借入金

長期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注1) 金銭債権の償還予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	12,967	—	—	—
売掛金	3,682	—	—	—
合計	16,649	—	—	—

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
長期借入金	5,326	5,573	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価	レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価
レベル3の時価	重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 株式	635	—	—	635
資産合計	635	—	—	635

(2) 時価で連結貸借対照表計上額としている金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
社債	—	302	—	302
投資信託	—	447	—	447
金銭信託	—	1,000	—	1,000
資産計	—	1,749	—	1,749
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	10,897	—	10,897
負債合計	—	10,897	—	10,897

(注) 時価の算定に用いた評価方法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

当社グループが保有している上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社グループが保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められなくレベル2の時価に分類しております。また、社債、金銭信託についても、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅸ. 賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	国産車 販売事業	輸入車 ディーラー 事業	合計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	40,488	90,631	131,120
その他の収益	—	—	—
計	40,488	90,631	131,120

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「7. 連結注記表 I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

契約負債	当連結会計年度
期首残高	3,399
期末残高	3,996

契約負債の内訳は、主に納車引渡し前に顧客から受け取った車両販売と、車両修理に係る販売代金の前受金のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは3,013百万円であります。なお、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	328
1年超2年以内	224
2年超3年以内	137
合計	691

当連結会計年度末現在、車両修理に係る販売代金の前受金のうち、点検及び車検等を提供するサービス(商品名 メンテナンスパック)について、期末時点において履行義務を充足していない残高は691百万円であります。残存履行義務については、今後1年から3年の間で、サービスを提供する都度、顧客への納車引渡しが行われた時点で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約である車両販売、車両修理に係る販売代金の前受金については、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

XI. 1株当たり情報

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,661円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 181円13銭 |

8. 個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|---|
| (1) 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等 | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 以外のもの | |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------------------------------|--|
| (1) 有形固定資産 | 定率法 |
| (リース資産を除く) | ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 |
| | なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 |
| | 建物 5年～40年 |
| | 構築物 7年～20年 |
| (2) 無形固定資産 | |
| (リース資産を除く) | |
| ソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）による定額法 |
| (3) リース資産 | |
| 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | |
| 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 | |
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 | |

4. 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。 |

5. 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の主な収益は、子会社から受け取る業務委託料、経営指導料、不動産賃貸料、及び配当金となります。このうち、収益認識に関する会計基準が適用される業務委託料、経営指導料につきましては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、一定の期間にわたり当社の履行義務が充足されることから、契約期間にわたり当該受託業務の提供に応じて収益を認識しております。

II. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる当計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損に係る見積り

1. 当年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	25,794百万円
無形固定資産	18百万円

当事業年度において減損の兆候があると判定した資産等はありません。

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報に関する注記については、連結計算書類「7. 連結注記表 III. 会計上の見積りに関する注記 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

IV. 貸借対照表関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,982百万円

3. 債務保証

関係会社(株式会社ファイブスター東名横浜、株式会社シュテルン世田谷、株式会社モトーレン東名横浜、株式会社RSケーユー、株式会社シュテルン横浜東)の仕入先に対する債務保証

1,379百万円

4. 関係会社に対する金銭債権

関係会社に対する未収収益

1,004百万円

V. 損益計算書関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

(1) 関係会社からの営業収益 5,582百万円

(2) 関係会社からの受取利息 1百万円

VI. 株主資本等変動計算書関係

- 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 当事業年度における自己株式の種類及び株式数
普通株式 12,296,460株

VII. 税効果会計

- 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	15百万円
投資有価証券評価損	32
減価償却超過額	26
子会社株式に係る一時差異	114
新株予約権	173
譲渡制限付株式報酬	47
その他	27
繰延税金資産小計	437百万円
評価性引当金	△261
繰延税金資産合計	175百万円
繰延税金負債との相殺額	△175
繰延税金資産の純額	—
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△875百万円
その他有価証券評価差額金	△74
繰延税金負債合計	△950百万円
繰延税金資産との相殺額	175
繰延税金負債純額	△774百万円

- 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△28.6
住民税均等割による影響	0.1
評価性引当額の増減	△5.3
特別控除による影響	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.0

Ⅷ. 関連当事者との取引

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の内兼任等	事業上の関係				
子会社	(株) シュテルン世田谷	東京都町田市	355	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任2名	債務保証	債務保証	906	—	—
	(株) モトーレン東名横浜	東京都町田市	50	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任3名	資金の貸付	資金の貸付	748	関係会社短期貸付金	450
								利息の受取	0	未収収益	0
	(株) シュテルン横浜東	横浜市神奈川区	69	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任2名	資金の貸付	資金の貸付	1,696	関係会社短期貸付金	1,900
								利息の受取	0	未収収益	0

- (注) 1. 資金の貸借については、市場金利を勘案して決定しており、担保の授受はありません。又、取引金額は月末残高の年間平均額を記載しております。
2. 債務保証は、仕入債務に対して行っております。なお、保証料の受取はありません。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役員	井上恵博	被所有 直接 2.74%	前当社 代表取締役 会長兼社長	金銭報酬債権の現物出 資に伴う自己株式の処 分(注)1	84	—	—
役員	板東徹行	被所有 直接 1.51%	当社 代表取締役 社長	金銭報酬債権の現物出 資に伴う自己株式の処 分(注)1	77	—	—
役員	井上久尚	被所有 直接 1.82%	当社 代表取締役 副社長	金銭報酬債権の現物出 資に伴う自己株式の処 分(注)1	68	—	—
役員	稲垣正義	被所有 直接 0.24%	当社取締役 常務執行役員	金銭報酬債権の現物出 資に伴う自己株式の処 分(注)1	11	—	—
役員 の親 族	井上恵博 の親族	被所有 直接 2.74%	前当社代表取締役 会長兼社長の親族	弔慰金(注)2	94	その他 流動負債	94

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。自己株式の処分価格は、2021年7月19日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所市場第1部における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。
2. 2021年12月12日に逝去した前代表取締役会長兼社長井上恵博氏のご遺族に対して当社規程に基づく弔慰金を支払うものであります。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「8. 個別注記表 I. 重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅹ. 1株当たり情報

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 902円83銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 110円61銭 |

以 上